



平成 27 年 8 月 25 日

海事局 船舶産業課

全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令について (閣議決定)

本日、「全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

第 189 回国会において、持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための資金的な支援の充実及び独立行政法人改革への適切な対応を目的とした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 28 号）が、平成 27 年 5 月 20 日に成立し、同月 27 日に公布されました。同法の施行日は、第 1 段目として政令で定める日（平成 27 年 8 月 26 日）、第 2 段目として平成 28 年 4 月 1 日となっています。

今般、同法の第 2 段目の施行に伴う政令が閣議決定されました。

※ 第 1 段目の施行に伴う政令は平成 27 年 8 月 7 日に閣議決定済みです。

2. 改正の内容

全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和 45 年政令第 272 号）及び国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 28 号）の第 2 段目の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に伴う号ずれ等の所要の規定の整理を行うものです。

3. スケジュール

閣 議：平成 27 年 8 月 25 日

公 布：平成 27 年 8 月 28 日

施 行：平成 28 年 4 月 1 日

以 上

<問合せ先>

海事局船舶産業課 松本（内線 43-644）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8634

FAX 03-5253-1644